

旭川市認知症施策推進計画（仮称）の策定に向けた取組について

1 認知症基本法の成立と、市町村の認知症施策推進計画について（参考資料別紙のとおり）

・認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」（認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会）の実現を推進するため、認知症施策について、基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、基本的施策等について定める共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）が、本年6月に成立し、令和6年1月1日に施行されたところ。

・法では、都道府県及び市町村の認知症施策推進計画について、当該都道府県及び市町村の実情に即した都道府県・市町村の認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされており、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要がある。

・また、策定に当たっては、他の法令の規定による計画であって、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないと定められているほか、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聞くよう努めなければならないとされている。

2 意見聴取について

（1）アンケートによる本人及び家族等への意見聴取

- ・計画の策定に向け、先行地区を設定し（末広・東鷹栖，春光・春光台，北星・旭星各圏域，3圏域合計人口89,968人，65歳人口31,480人，高齢化率34.99%），地域包括支援センターで把握している認知症本人及び家族へのアンケート調査を実施予定
- ・実施状況を踏まえながら，調査区域の拡大を検討

（2）地域住民等への意見聴取

- ・会議体の設置又は既存会議体の活用を予定
- ・参加者には医療関係者（認知症疾患医療センター），介護事業者のほか，地域住民の代表等を想定

3 策定スケジュール等

- ・令和7年度からの計画期間を想定
- ・令和6年10月ころ骨子案の予定

4 御意見をいただきたい事項

- ・本人や家族等の意見をよりていねいに取り入れるための手法について。アンケート以外の手法の検討など。
- ・会議体の設置に当たり、懇談会を想定しているが、当検討会との位置付けは。